

## 【フィリピン】移住労働者省の創設

海外立法情報課 日野 智豪

\* 2021年12月30日、海外出稼ぎ労働者とその家族の権利保護・福祉増進を目的に、移住労働者省を新たに創設し、その権能、役割等について規定する移住労働者省法が成立した。

### 1 背景・経緯

フィリピンでは、1974年、大統領令第442号（「フィリピン労働法」）<sup>1</sup>の施行に伴い、「労働力輸出」政策が本格化され、1982年に労働雇用省（Department of Labor and Employment: DOLE）の管轄の下、海外雇用庁（Philippine Overseas Employment Administration: POEA）が発足し、それ以降、POEAが労働者の海外就労のあっせん等を行い、海外で働く契約労働者・正規労働者を監督してきた<sup>2</sup>。フィリピン統計機構が2022年に発表した統計によると、2020年4月～9月期の海外で労働に従事した海外出稼ぎ労働者（Overseas Filipino Workers: OFWs）数は延べ177万人であり、本国への送金額は、1347億7000万フィリピンペソ<sup>3</sup>であったことが報告されている<sup>4</sup>。海外からの送金は、民間部門だけではなく、国家経済においても重要な役割を果たしているが、その一方で、民間の人材派遣業者による違法な人材派遣、出稼ぎ先での雇用主の虐待による被害、帰国後の社会復帰サービスの欠如等、OFWsが直面する問題も指摘されていた<sup>5</sup>。

2021年12月30日、全31か条から成る移住労働者省法<sup>6</sup>が成立し、2022年1月12日に公布され、同月27日に施行された。この法律は、政府機関（省庁）及びその業務を統合し、移住労働者省を新たに創設することで、OFWsとその家族の権利保護及び福祉増進を図るものである。この法律の施行後2年以内に、移住労働者省への業務移管等が行われ、運営が開始される。

### 2 移住労働者省法の概要

#### (1) 立法目的（第2条）

①民間人材派遣業者による労働者派遣が、専門的、法的、倫理的基準を満たしていることを保証すること、②OFWsの尊厳を守る可能な限り最善の労働条件を保持すること、③法的地位に関係なく、ニーズに応じた迅速なサービスを提供すること、④OFWsの福祉に影響を与える政策策定へのOFWsの参加を確保すること、⑤能力開発及びフィリピン社会復帰のための仕組みを提供することによって、OFWsとその家族の権利を保護し、福祉を増進することである。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月5日である。

<sup>1</sup> Labor Code of the Philippines (Presidential Decree No. 442). <[https://lawphil.net/statutes/presdecs/pd1974/pd\\_442\\_1974.html](https://lawphil.net/statutes/presdecs/pd1974/pd_442_1974.html)> 大統領令第442号は、別名「フィリピン労働法」として認知される（大統領令第442号第1条）。

<sup>2</sup> 遠藤聡「東南アジアの海外労働者問題と外国人労働者問題—フィリピン・ベトナム・シンガポールの事例—」『人口減少社会の外国人問題』国立国会図書館調査及び立法考査局，2008.1，pp.271-276. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999336\\_po\\_20080123.pdf?contentNo=25](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999336_po_20080123.pdf?contentNo=25)>

<sup>3</sup> 1フィリピンペソは約2.2円（令和4年4月分報告省令レート）。

<sup>4</sup> “2020 Overseas Filipino Workers (Final Results),” Mar. 7, 2022. Philippine Statistics Authority website <<https://psa.gov.ph/statistics/survey/labor-and-employment/survey-overseas-filipinos>>

<sup>5</sup> “Charting the Future of the Global Filipino, Senator Joel Villanueva Chairman, Senate Committee on Labor,” Senate of the Philippines website <[http://legacy.senate.gov.ph/press\\_release/2021/0525\\_villanueva2.asp](http://legacy.senate.gov.ph/press_release/2021/0525_villanueva2.asp)>

<sup>6</sup> Department of Migrant Workers Act (R.A. 11641). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/12dec/20211230-RA-11641-RRD.pdf>>

## (2) 権能及び役割（第 6 条）

①OFWs の保護を目的とした政策、計画、プログラム及び指針の策定、実施等、②OFWs の募集、雇用及び派遣に関する規制、③1995 年移住労働者及び在外フィリピン人に関する法律<sup>7</sup>等に基づく違法派遣及び人身取引に関する調査、訴訟等、④OFWs とその家族の緊急時に対応するための 24 時間 365 日緊急対策センターの設置等、19 項目が掲げられる。

## (3) 即時のケア及び支援を必要としている OFWs のための（行動）基金（第 3 条・第 14 条）

外務省（Department of Foreign Affairs: DFA）は、OFWs の利益及び支援サービスを目的に、国民支援及び法的支援基金を管理しているが、それとは別に、OFWs に法的支援等を提供する「即時のケア及び支援を必要としている OFWs のための（行動）基金」を設立する（第 14 条）。

この基金は、OFWs の本国への帰還、（海外で亡くなった OFWs の）遺体の搬送、避難、救助及びフィリピン国民の権利を保護するための介入等を含む、法的、医療的、財政的、その他の形態による OFWs に対する支援を提供するための基金である（第 3 条）。

## (4) 移住労働者事務所（第 15 条）

DFA が管轄するフィリピン海外サービス部（Philippine Foreign Service Post: FSP）<sup>8</sup>の移住労働者事務所（Migrant Workers Office: MWO）が、移住労働者省の海外事業部門となる。そのため、この法律の施行後 3 年以内に、全ての FSP は、MWO を設置し、運営しなければならない。なお、OFWs が集中している国の FSP は、MWO 設置の優先順位が高いものとされる。

## (5) 移住労働者資源センター（第 16 条）

既存の法律に基づく職務に加え、困窮した OFWs に一時的な避難所を提供するため、移住労働者資源センター（Migrant Workers Resource Center: MWRC）が、移住労働者省の下に置かれる。MWO の所長は、MWRC の日常的な運営及び活動の監督・調整を行い、少なくとも四半期ごとに報告書を提出し、MWRC に係る全ての最新情報を FSP の部長に報告しなければならない。

## (6) フィリピン社会復帰プログラム（第 17 条）

移住労働者省は、海外派遣以前から海外での就労中、帰国後に至る全段階について、OFWs を対象とした包括的なフィリピン社会復帰プログラムを開発し、実施しなければならない。このプログラムは、効果的な雇用サービスのための技能証明等を含む、OFWs が必要とする経済的、社会的、社会心理的、ジェンダー的、文化的支援を網羅し、かつ、OFWs の持つ技能及び専門性がフィリピン国内に還元され、国家の発展を確保するものでなければならない。

## (7) 情報管理システムの構築（第 18 条）

移住労働者省は、施行規則の採択から 6 か月以内に、OFWs のプロフィール、派遣国、技能、経験等を記録した情報管理システムをコンピューターベースで構築しなければならない。

## (8) 省庁及び機能の統合（第 19 条）

①POEA、②移住労働者問題担当官室（DFA 管轄）、③全ての海外労働事務所（DOLE 管轄）、④国際労働局（DOLE 管轄）、⑤OFWs のための再統合センター（海外労働者福祉庁（OWWA）管轄）、⑥国立航海技術高等専門学校（DOLE 管轄）、⑦社会福祉担当官室（社会福祉開発省（DSWD）管轄）が、移住労働者省に統合される。

<sup>7</sup> Migrant Workers and Overseas Filipinos Act of 1995 (R.A. 8042). <[https://www.poea.gov.ph/laws&rules/files/Migrant%20Workers%20Act%20of%201995%20\(RA%208042\).html](https://www.poea.gov.ph/laws&rules/files/Migrant%20Workers%20Act%20of%201995%20(RA%208042).html)>

<sup>8</sup> 在外公館（大使館及び領事館）を意味する。DFA website <<https://dfa.gov.ph/about/dfa-directory/our-foreign-service-posts-dfa>>